

税務課からの お知らせ

◆住民税からも住宅ローン控除が受けられます！

平成19年の税源移譲に伴い、所得税の税率が引き下げられたことにより、住宅ローン控除を受けている方（平成11年から18年までに入居された方）の中には、所得税額が住宅ローン控除可能額より少なくなることがあります。

このような場合「住宅借入金等特別税額控除申告書」を平成21年3月16日までに役場または中村税務署に別途提出することにより、翌年度分の個人住民税から一定の金額が控除されます。

※平成21年1月1日現在の住所所在地の市町村長宛に提出します。

※年末調整をされている方も、控除申告書を提出する必要があります。（源泉徴収票の添付が必要です。）

○お問い合わせ

大方総合支所
税務課 住民税係

☎ 43-2816 (直通)

佐賀総合支所 総務課 税務係
☎ 55-3113 (直通)

◆公的年金などの確定申告相談のご案内

年金を受給されている方を対象に、確定申告書の記載や作成方法の相談会を次のとおり開催いたします。申告期間中は税務署や税務課窓口は混雑が予想されます。この機会をぜひご利用ください。

日時

2月10日(火)

佐賀総合支所1階 町民室

2月12日(木)・13日(金)

保健福祉センター(大方庁舎前) 2階 大ホール

時間

午前9時30分～午前11時

午後1時～午後4時

相談会へは次の書類などをお持ちになつてください。

1、確定申告書用紙(郵送されてこない方は当日交付します。)

2、公的年金などの源泉徴収票、公的年金以外の収入のある方はその所得の計算に必要なもの(給与所得の源泉徴収票など)

3、国民健康保険税の支払額のわかる書類、国民年金・国民年金基金の控除証明書

4、生命保険料、地震保険料の控除証明書

5、医療費控除の申告をされる方は、平成20年中に支払った医療費の領収書

6、印鑑、筆記具、計算用具、還付金振込口座の通帳など

なお、「所得税の確定申告の手引き」や昨年の申告書控などを参考に、ご自分で申告書の作成ができる方は、郵送により提出していただくようお願いいたします。

また、確定申告は、国税電子申告、納税システム(通称イータックス)による提出もできます。積極的なご利用をお願いします。詳しくは、国税庁ホームページをご利用ください。(http://www.nta.go.jp)

○お問い合わせ
中村税務署 個人課税部門
☎ 35-2135

大方総合支所
税務課 住民税係
☎ 43-2816 (直通)

佐賀総合支所
総務課 税務係
☎ 55-3113 (直通)



平成21年3月31日
「特別慰労品贈呈の受け付けが終了します」

恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者の「ご本人」に、「特別慰労品」を贈呈していただきます(ご遺族の方は対象とはなりません)。

「引揚者」は、終戦の日まで引き続き一年以上外地で生活して、戦後引き揚げてきた家族全員が対象です。

請求書などは、役場の担当係にあります。未請求の方は、早急に申請してください。資格要件などの質問は、独立行政法人平和祈念事業特別基金までお問い合わせください。

独立行政法人平和祈念事業特別基金
フリーダイヤル(無料電話)
☎ 0120-234-933

電話受付
月曜日～金曜日(祝日除く)
9時15分～17時15分

○請求書設置場所
大方総合支所
健康福祉課 福祉係
☎ 43-2116 (直通)

佐賀総合支所
健康福祉課 保険福祉係
☎ 55-3112 (直通)

健康福祉課 保険福祉係
☎ 55-3112 (直通)

最低賃金
必ずチェック 最低賃金！
使用者も 労働者も

高知県最低賃金
時間額 **630円**
〔平成20年10月26日〕

高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業
最低賃金(※高知県電子応用装置、電子部品・デバイス製造業最低賃金が名称変更となりました)

時間額 **730円**
〔平成20年12月30日〕

高知県一般貨物自動車運送業最低賃金(車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者)

時間額 **910円**
〔平成19年6月2日〕

高知県道路貨物運送業最低賃金(車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上の貨物自動車の運転業務従事者)
時間額 **720円**
〔平成19年6月2日〕

○お問い合わせ
高知労働局賃金室
☎ 088-885-6024

四万十労働基準監督署
☎ 35-3148